

26消安第6274号
平成27年 3月18日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の
周知について

今般、特定個人情報保護委員会事務局長から、別添のとおり、当省が所管する関係団体等に対する「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）の周知要請がありました。

ついては、貴団体におかれましては、特定個人情報の適正な取扱いについて、ご対応をお願いいたします。

また、会員各社等を有する場合には、可能な限り、会員各社等に対し、ガイドラインを周知いただくようお願いいたします。

なお、当該ガイドライン等に関するご質問については次に記載の窓口にお問い合わせください。

○ガイドラインに関するご質問

特定個人情報保護委員会事務局 03-6441-3693

・ガイドラインの掲載先（特定個人情報保護委員会ホームページ）

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

○マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関するお問い合わせ

マイナンバーコールセンター

0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

・マイナンバー制度に関する情報

社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



別添



特 個 第 507 号

平成 26 年 12 月 24 日

農林水産省大臣官房長 殿

特定個人情報保護委員会事務局長

(公 印 省 略)

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）
の関係団体等への周知について（依頼）

この度、当委員会において「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「ガイドライン」という。）を決定し、平成 26 年 12 月 11 日に公布したところです。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、平成 27 年 10 月（予定）以降、全国民に個人番号が付番されることとなります。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う全ての者に番号法が適用されます。

ガイドラインは、番号法第 4 条及び第 37 条に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めているものです。

貴府省庁においては、上記趣旨をご理解いただき、関係団体等に対しガイドラインを周知いただくようお願いします。

なお、ガイドラインは、関係資料と併せて当委員会のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

（添付資料）マイナンバー制度及びガイドラインについて

（参考）当委員会ホームページ掲載資料

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/ppc/guideline/guideline.html>

（平成 27 年 1 月 15 日に URL が変更されます。）

〈掲載資料〉

- ・ガイドライン
- ・Q&A
- ・マイナンバーガイドライン入門



マイナンバー制度、はじまります。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりにお届けします。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。



行政手続が、早く、簡単 かつ 正確に行えるようになります。

- ・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者のみなさまは、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理措置などが義務付けられます。



そのため、特定個人情報保護委員会では、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説したガイドラインを作成しています。

※ガイドラインでは、中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。



マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は  で検索。 又は ^{マイナンバー}0570-20-0178 へお問い合わせください。

(受付時間) 土日祝日、年末年始を除く9:30~17:30

マイナンバーの取扱いを分かりやすく解説した ガイドラインがあります。

特定個人情報…マイナンバー
をその内容に含む個人情報



マイナンバーには、利用、提供、収集・保管の制限があります。

- ・マイナンバーの利用、提供、収集・保管は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務を行う場合に限定されています。
- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などのために必要がある場合に限り、マイナンバーを扱うこととなります。
- ・マイナンバーを扱う必要がなくなった場合は、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。



マイナンバーの適切な安全管理措置に組織としての対応が必要です。

- ・事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、従業員を監督し、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
- ・事業者は、委託先に対する法律上の監督責任があります。
- ・マイナンバーを扱う事務の委託を受けた者が再委託を行うには、委託者の許諾を得る必要があります。

ガイドラインでは、これらのマイナンバーの取扱いについて具体例を用いて解説しています。

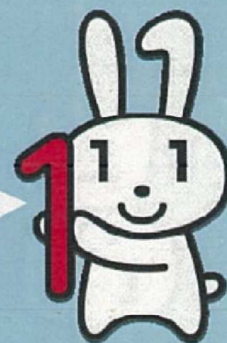
中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響を配慮しています。



ぜひ、**ガイドライン（事業者編）** **特定個人情報保護委員会**  をご覧ください。

※ 特定個人情報保護委員会では、ガイドラインに関する経済団体向け説明会を実施しております。

ご要望は kouhou.bangou@ppc.go.jp 又は 03-6441-3685まで （受付時間）土日祝日、年末年始を除く9:30～17:30



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

(御参考)

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の広報について

1 広報・普及啓発媒体について（平成27年2月時点）

（1）マイナンバーホームページ

内閣府（内閣官房）として、マイナンバー（社会保障・税番号）制度のホームページを開設し、広報・普及啓発媒体やよくある質問（FAQ）などを掲載しています。また、関係省庁の特設サイトへのリンクも掲載しています。

◆ホームページアドレス：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

◆検索ワード：「マイナンバー」

◆関係省庁のマイナンバー特設サイト

・特定個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp>

・総務省

地方税：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/56538.html

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会：

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/mynumber/index.html

・国税庁（マイナンバー特設サイト）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

・厚生労働省（マイナンバー特設サイト）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

（2）マイナンバー公式ツイッター

マイナンバー公式ツイッターで情報発信を行っており、内閣府（内閣官房）の情報に加え、関係省庁のホームページの更新情報の紹介などを行っています。

◆公式 twitter：https://twitter.com/MyNumber_PR

（3）マイナンバーコールセンター

内閣府（内閣官房）において、平成26年10月1日よりコールセンターの運営を開始しています。国民や事業者からのご質問に回答するとともに、必要に応じ、関係省庁につなぐことにより、ワンストップでの対応を行っています。

◆電話番号：日本語 0570-20-0178（マイナンバー）

英 語 0570-20-0291

◆受付時間：平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始除く）

◆開設期間：平成26年10月1日～平成29年9月末（予定）

(4) マイナンバー啓発用ポスター

マイナンバー啓発用ポスターを平成26年10月に、地方公共団体、税務署、年金事務所、ハローワーク等に配布しました。

マイナンバーホームページにも、ポスターの電子データを掲載していますので、印刷してチラシ等にご活用ください。

◆ポスター：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhou.html>

(5) 民間事業者向け資料

関係省庁のホームページで、以下のような資料が公表されています。(随時、最新情報に更新される予定)

ア 内閣府(内閣官房)

・事業者向けマイナンバー広報資料(説明文付)・FAQ(よくある質問) 等

イ 特定個人情報保護委員会

・民間事業者向けガイドライン・Q&A・ガイドライン説明資料 等

ウ 総務省

・地方税関係資料

・個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会資料 等

エ 国税庁

・国税関係資料

・法人番号関係資料

オ 厚生労働省

・医療保険者向け資料

・民間事業者向け資料(社会保障関係)

(6) 政府広報

当面、今年度中に、TVCM(3月第2週から3週間の予定)、新聞記事下広告(3/15(日)、16(月)の予定)、新聞折込広告(3/29(日)の予定)、雑誌、WEB等、多様なメディアを活用したマイナンバー制度の広報を実施予定です。

(7) 外国人向け広報

現在、特設ホームページ内で、英語での情報提供を順次始めており、今後、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の情報提供も順次始める予定です。コールセンターも来年度は5か国語で対応可能とする予定です。

(8) 今後の予定

今後、障害者向けの広報についても媒体の作成等を行う予定です。

その他、マイナンバーの周知・広報に活用可能な媒体等はホームページで広く情報提供するほか、随時お知らせする予定です。

2 マイナンバー広報用ロゴマークの使用について

内閣府（内閣官房）では、マイナンバーの広報・啓発を促すためのロゴマーク（マイナちゃん）を作成しました。

本ロゴマークにつきましては、地方公共団体や個人番号利用事務実施者である健康保険組合、当室から広報の協力依頼文書を発出した団体等は、使用許可を経ずにマイナンバーの広報に使用することが可能です。なお、民間企業・団体等については、当室の利用承認を受けていただいた上で使用していただいております。

ホームページや広報紙、独自のチラシ等の作成に当たり、積極的にご活用ください。

なお、民間企業等によるロゴマークの使用の詳細については、マイナンバーホームページに掲載している「マイナンバーロゴマーク使用規約」及び「マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン」をご確認ください。

ロゴマークの詳細：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/logo.html>



3 マイナンバーホームページのバナー画像について

マイナンバーホームページのリンク用バナー画像をホームページで公開しています。ホームページ右上の「リンク設定について」をご覧ください、積極的にご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/link/>

